省　令

○法務省令第五十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）第九条第一項及び第二項の規定に基づき、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十日

法務大臣　岩城　光英

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律施行規則（平成十八年法務省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「在留カード、特別永住者証明書又は住民基本台帳カード」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（次項において「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律施行規則第九条第一号の規定の適用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カードは、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードとみなす。

○財務省令第八十四号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、並びに予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百六条、第百十四条及び第百四十四条並びに特別調達資金設置令施行令（昭和二十六年政令第二百七十一号）第四条の規定に基づき、支出官等が隔地者に支払をする場合等における隔地の範囲を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十日

財務大臣　麻生　太郎

支出官等が隔地者に支払をする場合等における隔地の範囲を定める省令の一部を改正する省令

支出官等が隔地者に支払をする場合等における隔地の範囲を定める省令（昭和三十年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「同法第二百五十二条の二十第一項の区」の下に「又は同法第二百五十二条の二十の二第一項の総合区」を加える。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○農林水産省令第八十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十七条第二項第一号の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十日

農林水産大臣　森山　**裕**

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「同条第一項の検査証明書又はその写しの添付が特に困難であると認められる国から輸入する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第三十七条第一項の検査証明書又はその写しの添付が特に困難であると認められる国から輸入する場合

二　試験研究の用に供するための人又は動物の細胞に添加された血清を輸入する場合

附　則

この省令は、公布の日から施行する。